

国保は助け合いに支えられています。

国民健康保険は、加入者皆様の国保税によって成り立っている「助け合い」の制度です。国民健康保険事業の健全な運営のため、納税に対する皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成31年(令和元年)度より国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県に変わりました。また税制改正により、5割軽減と2割軽減の判定所得基準額と、医療分の限度額

が引き上げられました。税額算定や軽減の判定を適正に行うためにも忘れずに家族全員、確定申告を行いましょ。

職場の健康保険に加入したときは、14日以内に健康保険課まで届け出をお願いいたします。

納め忘れを防ぐために、口座振替をおすすめします。
平成31年(令和元年)度の国保税は、7月に納税通知書を発送します。

平成31年(令和元年)度 税率表

	医療分	支援金分	介護分
所得割	8.35%	2.20%	2.20%
資産割	19.00%	5.0%	4.20%
均等割	18,300円	4,300円	6,500円
平等割	16,600円	5,500円	4,000円
限度額	61万円	19万円	16万円

※介護分は第2号被保険者：40歳以上65歳未満の者

●国民健康保険の計算方法

所得割=所得割基準額に率を掛けます。

資産割=固定資産税額に率を掛けます。

均等割=加入している世帯員の数に均等割額を掛けます。

●税額算出例

給与所得者の場合(夫45歳・妻42歳・子16歳・子14歳)

夫の給与収入	364万円(所得に換算すると約238万円)
所得割基準額	238万円-33万円=205万円
妻の給与所得	60万円(所得に換算すると0円)
固定資産税	5万円

国民健康保険税は、国保に加入している皆様の医療給付費としての「医療分」、後期高齢者医療制度の支援費としての「支援分」、介護保険制度の給付等の費用としての「介護分」の合算額です。

平等割=1世帯の平等割額です。

限度額=上記4項目の合計額がこの額を超えた場合の税額です。

医療給付費分

【1】所得割	205万円×8.35%=171,175円
【2】資産割	5万円×19%=9,500円
【3】均等割	18,300円×4人=73,200円
【4】平等割	16,600円
合計	270,400円…………… A 100円未満は切り捨て

後期高齢者支援金分

【1】所得割	205万円×2.20%=45,100円
【2】資産割	5万円×5%=2,500円
【3】均等割	4,300円×4人=17,200円
【4】平等割	5,500円
合計	70,300円…………… B 100円未満は切り捨て

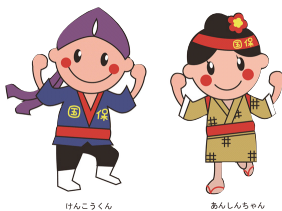
介護納付金分

【1】所得割	205万円×2.20%=45,100円
【2】資産割	5万円×4.2%=2,100円
【3】均等割	6,500円×2人=13,000円
【4】平等割	4,000円
合計	64,200円…………… C 100円未満は切り捨て

年税額 A + B + C = 404,900円

毎週木曜日は夜間7時まで相談窓口を開設中！

国民健康保険税 納税指導員



野原 純



知念 舞美



大工 美栄子



喜友名 吉江



本村 恵



本原 政恵



上原 明日香

ご相談は私達まで

石垣市には現在、7名の納税指導員が配置されています。『親身に、丁寧に、納期内納付の大切さを伝える』事をモットーに、日々業務に勤しんでおります。毎週木曜日は、

納付書の発行・納税の相談のため、窓口を夜間7時まで開設しておりますので、お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ 健康保険課 TEL: 87-9045